

運営規則第 6 号 宣言の事務局員の報酬に関する規則

(規程第 26 条第 11 項に基づく運営委員会制定の規則、2026 年 3 月 16 日制定)

1. 本規則の目的：本規則は、当宣言の事務局の事務局員（局長および次長を除く）の報酬のあり方についての基本原則を定めるものである。

2. 基本原則：

事務局長は、以下の原則に則り、事務局員の報酬を定め支出の管理しなければならない。

1)人件費については、総会の定める年度予算に従う。

2)人件費総額が、年間総収入額の概ね 3 分の 2 を上回らないように人件費予算を運用する。

3)人件費予算の執行状況については、運営委員長および副委員長に定期的に協議・報告を行い、その指示を踏まえる。

4)時間単価の変更など重要な事項については、運営委員長および副委員長もしくは必要に応じて経営諮問評価委員会の判断を求める。

以上